

1 施策における主な取組の実施状況等

<参考> 計画の施策体系

施策の方向性	施策	主な取組	取組No.
1 地域で暮らし続けるための 仕組みづくり	施策1 相談支援体制の充実	(1) 相談支援の利用促進	1
		(2) 基幹相談支援センターの機能の充実	2
		(3) 相談支援包括化のための多機関連携強化	3
	施策2 生活を支えるサービス等の充実	(1) 在宅サービス等の情報提供の充実	4
		(2) 自立生活を支援するサービスの充実	5
		(3) 高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用促進	6
		(4) 障害者の通所事業の拡充	7
		(5) 高次脳機能障害者の支援事業の充実	8
	施策3 育ちを支えるサービス等の充実	(1) 障害児通所支援の充実	9
		(2) 重症心身障害児の支援	10
		(3) 医療的ケア児支援のための関係機関の連携	11
		(4) 医療的ケア児支援の早期把握と成長に合わせた支援	12
	施策4 安心して住み続けるための支援の充実	(1) 地域生活支援拠点の整備	13
		(2) 居住支援体制の充実	14
		(3) グループホームの充実	15
(4) 精神障害者支援のための関係機関の連携		16	
施策5 サービスの質の確保・向上	(1) サービス事業者の支援・指導の強化	17	
	(2) 第三者評価、指定管理者評価等によるサービスの質の向上	18	
	(3) サービス提供事業者間ネットワークの構築・支援	19	
2 個性豊かに 輝ける環境づくり	施策6 就労支援の充実	(1) 一般就労への移行の促進	20
		(2) 就労定着支援の推進	21
		(3) 障害者優先調達推進の推進	22
	施策7 多様な活動の機会確保や参加の支援	(1) 障害者の生涯学習活動の推進	23
		(2) 利用しやすい図書館の整備	24
		(3) 障害者のスポーツ活動の推進	25
	施策8 育ちのサポートシステムの推進	(1) 子ども発達支援センターを中心とした支援体制の確立	26
		(2) 発達障害に携わる職員のスキルアップ	27
		(3) 個別の教育支援計画・「育ちのサポートカルテ」を活用した切れ目のない支援	28
(4) 早期発見・早期支援の充実		29	
(5) 発達障害に対する理解の促進		30	
3 だれもが共に 暮せるまちづくり	施策9 障害者の権利擁護と虐待防止	(1) 権利擁護支援事業の推進	31
		(2) 成年後見制度の利用促進	32
		(3) 地域連携ネットワークの構築	33
		(4) 障害者虐待防止の推進	34
	施策10 心のバリアフリーの推進	(1) 障害者差別解消の推進	35
		(2) 障害と障害者の理解のための意識啓発	36
		(3) 「健康福祉まつり」等による地域交流の促進	37
		(4) 障害者福祉団体との連携	38
	施策11 安全・安心なまちづくりの推進	(1) 災害時の支援体制の充実	39
		(2) 情報バリアフリーの強化	40
		(3) 人にやさしい空間づくり	41

施策の方向性 1 「地域で暮らし続けるための仕組みづくり」

A:順調に進行している B:概ね順調に進行している C:あまり順調でない D:順調でない

施 策		主 な 取 組	評 価 案
施策1	相談支援体制の充実	(1) 相談支援の利用促進 [No.1]	B
		(2) 基幹相談支援センターの機能の充実 [No.2]	B
		(3) 相談支援包括化のための多機関連携強化 [No.3]	B

(1)相談支援の利用促進 [No.1]

新型コロナウイルス感染症の流行下において、対面による相談支援や連携会議の開催が制約される中、保健所等複合施設内に集約した基幹相談支援センター、子ども発達支援センター、精神障害者地域活動支援センター「ポケット中央」の3センターについては、感染症対策を徹底した上で、個別の相談対応、ケース会議の開催、関係機関との緊密な連絡・調整を行い、適切な支援の提供に努めました。また、支援の困難なケースに関しては、保健所等複合施設内に集約した各センターによる相談支援体制を活用し、関係機関、事業所等との連携による支援に取り組むとともに、障害児相談支援については利用計画の作成および評価、訪問などによる継続的なモニタリングを行いました。

(2)基幹相談支援センターの機能の充実 [No.2]

相談支援事業所を対象とした研修会では「虐待」をテーマに実施しました。また、事例検討会では「ひきこもり」を取り上げました。このほか、相談支援事業所連絡会では、コロナ禍で開催が制限される中、時間を短縮しながら支援に関する情報共有を図りました。

地域生活支援拠点については、登録事業所のリストを取りまとめ、共有し、入所施設・グループホーム連絡会において引き続き検討していきます。

(3)相談支援包括化のための多機関連携強化 [No.3]

多様化・複合化した課題を包括的に受け止め、関係機関等と連携し適切に支援をするため、各課に相談支援包括化推進員を配置し、相談支援包括化推進連絡会議において、個別ケース検討等を行ったほか、ソーシャルワーク機能向上研修を実施するなど、多機関の連携を強化しました。(相談支援包括化推進連絡会議 開催回数：4回、ソーシャルワーク機能向上研修 実施回数：2回)

施 策		主 な 取 組	評 価 案
施策2	生活を支えるサービス等の充実	(1) 在宅サービス等の情報提供の充実 [No.4]	A
		(2) 自立生活を支援するサービスの充実 [No.5]	A
		(3) 高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用促進 [No.6]	B
		(4) 障害者の通所事業の充実 [No.7]	B
		(5) 高次脳機能障害者の支援事業の充実 [No.8]	B

(1)在宅サービス等の情報提供の充実 [No.4]

引き続き区ホームページに「指定特定相談支援事業所および指定障害児相談支援事業所」、「移動支援事業所」について、一覧を掲載するとともに、令和3年度は新たに「障害児通所支援事業所」の一覧および「中央区障害者就労支援施設等事業所ガイドブック」を掲載しました。

(2) 自立生活を支援するサービスの充実 [No.5]

障害福祉サービスの利用の中でも要望の多い移動支援事業について、個々の障害者の状況やニーズに応じられるよう、サービスの充実に向けて検討を行いました。

令和4年度より、障害があり自力での通学が困難な児童生徒の保護者の介護負担を軽減するため、特別支援学級については、従来の小学校1年生から3年生に加え、小学校4年生から中学3年生に対象拡大するとともに、小学校、中学校、高等学校、大学等については新たに対象を追加しました。

(3) 高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用促進 [No.6]

65歳に到達する前に、障害福祉サービスの提供時や更新時など各種手続きの機会を通じて、助言や情報提供を行っています。また、区ホームページに掲載するなど周知を図っています。

令和4年度より、おとしより相談支援センターと特定相談支援事業所等との連携を強化し、介護保険サービスへの円滑な利用促進が図れる仕組みづくりや周知方法について検討を進めていきます。

(4) 障害者の通所事業の充実 [No.7]

「福祉センター利用者緊急時受け入れおよび医療連携のための連絡会議」を開催するとともに、医療的ケア者の巡回指導を4回実施し、医療機関等との連携を図りました。また、コロナ禍においてもてんかん講座、強度行動障害、重度心身障害者向け研修(緩和ケア、骨折)などの専門的研修の受講や所内での振り返り研修による職員間の情報共有を行い、職員全体の支援スキルの向上に努めました。

(5) 高次脳機能障害者の支援事業の充実 [No.8]

高次脳機能障害者の支援では、交流会を4回、リハビリテーション医師による専門相談を2回、関係機関等連絡会を2回、専門講師による講演会をそれぞれ実施しました。交流会の参加者総数は25名で昨年度の47名から減少したものの、毎回参加する当事者もあり、他事業と合わせ高次脳機能障害者の支援事業として定着してきています。

施 策		主 な 取 組	評 価 案
施策3	育ちを支えるサービス等の充実	(1) 障害児通所支援の充実 [No.9]	A
		(2) 重症心身障害児の支援 [No.10]	B
		(3) 医療的ケア児等支援のための関係機関の連携 [No.11]	A
		(4) 医療的ケア児等の早期把握と成長に合わせた支援 [No.12]	A

(1) 障害児通所支援の充実 [No.9]

子ども発達支援センターの幼児室(児童発達支援)においては、利用児の特性に合わせたクラス編成により集団療育を実施しています。利用児の個別支援計画を保護者とともに作成し、一人一人にきめ細やかな療育を実施しました。また、送迎サービスの車いす対応のワゴン車の運行日数を増やすことで、利用が集中する時間帯により多くの通所児等を送迎することができました。

(2) 重症心身障害児の支援 [No.10]

十思スクエア内に開設した重症心身障害児(医療的ケア児含む)を対象とする民間の放課後等デイサービス事業所については、引き続き運営費の補助事業を通じて運営を支援しています。ま

た、利用希望者の増加が見込まれる中、安定したサービスが提供できるよう運営事業所と情報共有を図っています。

「重症心身障害児（者）在宅レスパイト事業」については、介護負担等の軽減を図るため、令和4年度より特別支援学校内でも利用できるよう利用範囲を拡大しました。

(3)医療的ケア児等支援のための関係機関の連携 [No.11]

令和3（2021）年8月および11月に医療的ケア児等支援連携部会を開催（8月は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため書面開催）し、情報共有や意見交換を行いました。

歩ける医ケア児等、医療的ケア児の通園・通学に向けた医療・保健・保育・教育との連携や支援体制づくりをより一層進めていく必要があるため、引き続き関係機関による支援体制づくりと連携の仕組みづくりを進めていきます。

(4)医療的ケア児等の早期把握と成長に合わせた支援 [No.12]

医療的ケア児に対する支援体制の充実を図るため、支援にかかわる福祉保健部4課で共有台帳を作成し、各課の担当者が情報を把握した時点で入力・更新を行いタイムリーに情報を共有できる仕組みを整備し、実施しています。引き続き中央区自立支援協議会の医療的ケア児等支援連携部会において、医療的ケア児支援体制のさらなる充実に取り組んでいきます。

施 策		主 な 取 組	評 価 案
施策4	安心して住み続けるための支援の充実	(1) 地域生活支援拠点の充実 [No.13]	B
		(2) 居住支援体制の充実 [No.14]	B
		(3) グループホームの充実 [No.15]	B
		(4) 精神障害者支援のための関係機関の連携 [No.16]	B

(1)地域生活支援拠点の充実 [No.13]

令和2（2020）年度末に地域生活支援拠点等を1カ所整備しました。また、地域生活支援拠点登録事業所連絡会を新たに立ち上げ2回開催し、運用状況を検証するとともに、自立支援協議会（地域移行・地域定着部会）に報告しました。運用については、多岐にわたる課題があり、求められる5機能のうち、体験の機会・場について登録事業者連絡会で検討を行いました。さらに、月島三丁目北地区市街地再開発事業において、地域生活支援拠点の多機能拠点整備型の施設の整備に向けた準備を進めています。

(2)居住支援体制の充実 [No.14]

親元から自立した障害者や施設などから地域へ戻った障害者が住まいを確保し地域で暮らし続けるため、基幹相談支援センターが中心となって入所施設・グループホーム連絡会を設置し、関係機関や障害福祉サービス事業者等が連携して支える体制を構築するとともに、本区の住宅課や関係団体と意見交換等を行いました。

(3)グループホームの充実 [No.15]

社会福祉法人やNPO法人などが設置・運営するグループホームに対し、引き続き、既存の事業所に対し運営費の補助事業を行いました。また、月島三丁目北地区市街地再開発事業における知的障害者グループホームの改築にあわせて、障害者の高齢化・重度化を見据えたグループホームの整備の検討を進めています。

(4)精神障害者支援のための関係機関の連携 [No.16]

平成 30 (2018) 年度より、「精神障害にも対応した地域ケアシステム」の構築に向けた関係者などによる協議の場として自立支援協議会「地域移行・地域定着部会」を設置し、長期入院から地域に戻る精神障害者が安心して暮らすために必要な支援のあり方の検討を進めました。また、精神障害者地域活動支援センター「ポケット中央」が中心となり、基幹相談支援センターや関係機関等と連携し、精神障害者が地域で自立した生活が送れるよう支援しています。

施 策		主 な 取 組	評 価 案
施策5	サービスの質の確保・向上	(1) サービス事業者の支援・指導の強化 [No.17]	B
		(2) 第三者評価、指定管理者評価等によるサービスの質の向上 [No.18]	B
		(3) サービス提供事業者間ネットワークの構築・支援 [No.19]	B

(1)サービス事業者の支援・指導の強化 [No.17]

障害福祉の各サービス事業者の実地指導については、新型コロナウイルス感染症の流行による影響を受ける中、15件の検査を行いました。

令和4年度から義務化された虐待防止に係る取組については、各事業所の対応状況を確認し、必要に応じて指導を行っています。

(2)第三者評価、指定管理者評価等によるサービスの質の向上 [No.18]

指定管理者による施設運営の状況について実地調査を行い、施設職員とのヒアリングを通して評価を実施しました。

また、「福祉サービス第三者評価受審費用助成金（障害）」については、新たにホームページに案内を掲載するとともに、障害者就労支援事業所ネットワーク会議等を通じ、積極的な第三者評価の受審を勧めました。なお、都加算や運営費助成において第三者評価の受審が条件となっている事業所については受審されたが、その他については受審に至らなかったため、引き続き勧奨を行っていきます。

(3)サービス提供事業者間ネットワークの構築・支援 [No.19]

基幹相談支援センターが中心となり、新型コロナウイルス感染症対策としてオンラインによる会議方法も採用しながら、「相談支援事業所連絡会」（4回）を開催し、そのうち2回は2部制として「研修会」と「事例検討会」を合わせて開催しました。また、新型コロナウイルス感染症の影響により中止が続いていた「入所施設・グループホーム連絡会」（1回）は、平成30年度以来、3年ぶりに開催するなど、地域の相談支援に関わる事業者職員のスキルの向上と事業所間の連携強化に取り組みました。今後も感染症対策を徹底し、参加する事業者への負担にも配慮しながらこうした取組を継続することで連携強化に努めます。

施策の方向性 2「個性豊かに輝ける環境づくり」

A:順調に進行している B:概ね順調に進行している C:あまり順調でない D:順調でない

施 策		主 な 取 組	評 価 案
施策6	就労支援の充実	(1) 一般就労への移行の促進 [No.20]	B
		(2) 就労定着支援の推進 [No.21]	B
		(3) 障害者優先調達の推進 [No.22]	A

(1)一般就労への移行の促進 [No.20]

障害者就労支援センターの専任コーディネーターが企業と利用者の橋渡しを行い、一般就労、かつ、職場定着に結びつけられるよう支援を行い、一般就労へ2名移行しました。

また、従来は個別に開催していた当事者向け・企業向けセミナーについて、企業・利用者における相互理解の促進を試みる観点から、合同セミナーを開催する予定となっていましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により規模を縮小し、Web 配信により講演会を実施することで就労支援の普及・啓発を行いました。

(2)就労定着支援の推進 [No.21]

中央区障害者就労支援事業所ネットワークに参加する就労支援事業所のうち2事業所において、就労定着支援事業を実施しているほか、障害者就労支援センターにおいても職場定着支援を実施し、就労に伴う生活面の課題に対応しながら企業や家族との連絡調整等の支援に取り組みました。

また、就労定着支援を提供する区内の事業所が少ない状況となっているため、中央区障害者就労支援事業所ネットワークにおいて、就労定着支援事業の着手について事業所に呼びかけを行いました。

(3)障害者優先調達の推進 [No.22]

各部署が発注する名刺を請け負える区内就労支援事業所について、新たに庁内に周知することで障害者の優先調達の推進を図りました。

また、区役所本庁舎1階にて区内就労支援事業所の自主製品を展示し、区民等に周知することにより、各事業所の利用者の意欲の向上に取り組みました。

さらに、障害者就労施設などで就労する障害者の工賃向上を目的として、中央区障害者就労支援事業所ネットワークに参加する就労支援事業所において、さわやかワーク中央が中心となる共同受注体について、令和4(2022)年度より仕組みづくりに着手しました。

施 策		主 な 取 組	評 価 案
施策7	多様な活動の機会確保や参加の支援	(1) 障害者の生涯学習活動の推進 [No.23]	B
		(2) 利用しやすい図書館の整備 [No.24]	B
		(3) 障害者のスポーツ活動の推進 [No.25]	B

(1)障害者の生涯学習活動の推進 [No.23]

「中央区かえで学級」は、新型コロナウイルス感染症の流行により活動に制約を受ける中、全19回予定のうち6回実施しました。また、4区青年学級連合レクリエーション大会と50周年記念式典については中止しました。学級生本人や保護者の高齢化や、学習支援の担い手不足が懸念

されているため、活動内容について、専任講師等と連携し、各学級生の状況に合ったよりよい学習の場となるように取り組みました。

福祉センターで実施する8種類の講習会・講座については、障害者を対象とした「陶芸」「書道」に計13名が受講し、また、障害の有無に関わらず参加できる手話講習会の「初級」・「中級」には、受講者計19名のうち3名の障害者が共に手話を学びました。そのほか、障害者が集会施設を定期的に利用しサークル活動としてダンスや生花、工作などを行うなど、より多くの障害者の生涯学習に繋がるような機会の提供に取り組みました。

(2)利用しやすい図書館の整備 [No.24]

音訳資料の作成・貸出や肢体不自由者への郵送貸出を実施するとともに、情報を音声データなどで提供するサピエ図書館に加入し、多くの資料を利用できるような体制整備を行いました。また、新規利用者の拡大を図るため周知方法について検討しています。

(3)障害者のスポーツ活動の推進 [No.25]

月島スポーツプラザについては、令和2年度の大規模改修工事で温水プールへのスロープ設置などバリアフリー機能の強化を図り、誰もが利用しやすい施設として運営しています。また、総合スポーツセンターについては、老朽化への対応が求められる時期になってきたことから、大規模改修工事の機会を捉えて、バリアフリー化などの環境整備を行うため検討を進めています。

障害者スポーツ体験会については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、2回の予定のうち1回のみの実施となりました。今後、東京都障害者スポーツ協会の用具貸与事業を活用して新規種目を導入するなど、関係機関との連携を強化し、事業の充実を図っていきます。

施 策		主 な 取 組	評 価 案
施策8	育ちのサポートシステムの推進	(1) 子ども発達支援センターを中心とした支援体制の確立 [No.26]	A
		(2) 発達支援に携わる職員のスキルアップ [No.27]	A
		(3) 個別の教育支援計画・「育ちのサポートカルテ」を活用した切れ目のない支援 [No.28]	A
		(4) 早期発見・早期支援の充実 [No.29]	A
		(5) 発達障害に対する理解の促進 [No.30]	A

(1)子ども発達支援センターを中心とした支援体制の確立 [No.26]

障害児支援に対する経験や知識のある福祉・保健・教育の人材をコーディネーターとして配置し、相談支援や調整、連携体制づくりを推進するなど、子ども発達支援センターが拠点・中心となり関係機関と連携を図りました。

(2)発達支援に携わる職員のスキルアップ [No.27]

発達障害に精通した学識経験者や経験豊富なアドバイザーから、育ちに支援を必要とする子どもの支援方法や困難事例への対応などについて助言を受けることで職員のスキルアップを図りました。また、区立幼稚園・小中学校の教諭および区内保育所（区立・私立）の保育士を対象とした発達障害に関する講習会を书面開催にて実施しました。

(3)個別の教育支援計画・「育ちのサポートカルテ」を活用した切れ目のない支援 [No.28]

発達の特性に応じた支援を提供するため、各関係機関が支援情報を記入した「育ちのサポートカルテ」を作成し、子ども発達支援センターが管理することで、就学等のライフステージの切り

替え時に、支援の一貫性が途切れないようにしています。利用者が、前年度の 140 人から 172 人に増加しました。

また、「育ちのサポートカルテ」については、さらなる普及啓発を通じて利用の促進を図っています。

(4)早期発見・早期支援の充実 [No.29]

保健所・保健センターが実施する乳幼児健診や健診後の経過観察の場に、子ども発達支援センターの保健コーディネーターや臨床心理士を派遣して、支援の必要な子どもを直接把握し、早期支援につなげました。(相談 32 件、紹介 28 人)

また、臨床心理士などが区内の保育所やこども園などを巡回し、在園の育ちに支援を必要とする子どもの対応や発達に関する相談に応じて、必要な助言を行いました。(567 件)

(5)発達障害に対する理解の促進 [No.30]

家庭や地域における発達障害に対する理解を促進するため、区内在住・在勤者を対象とした発達障害に関する講演会を書面開催にて実施しました。

また、「育ちのサポートカルテ」を普及させ、円滑な運用を図るため、区立幼稚園・小中学校の教諭および区内保育所（区立・私立）の保育士を対象とした発達障害に関する講習会を書面開催にて実施しました。

施策の方向性 3 「だれもが共に暮せるまちづくり」

A:順調に進行している B:概ね順調に進行している C:あまり順調でない D:順調でない

施 策		主 な 取 組	評 価 案
施策9	障害者の権利擁護と虐待防止	(1) 権利擁護支援事業の推進 [No.31]	B
		(2) 成年後見制度の利用促進 [No.32]	B
		(3) 地域連携ネットワークの構築 [No.33]	B
		(4) 障害者虐待防止の推進 [No.34]	A

(1)権利擁護支援事業の推進 [No.31]

高齢者や障害者が地域で安心して暮らしていけるよう、成年後見支援センター「すてっぷ中央」において、福祉サービス利用手続きのお手伝いや財産の保全、金銭管理などのサービスを実施しました。(相談件数：472 件（うち知的障害者 74 件、精神障害者 69 件）、契約状況：49 件（うち知的障害者 2 件、精神障害者 5 件))

(2)成年後見制度の利用促進 [No.32]

判断能力が不十分な方が成年後見制度の適切な利用により本人の意思が最大限尊重され、尊厳を持ってその人らしい生活を継続することができるよう、令和 3 年 4 月に中核機関を設置し、成年後見支援センター「すてっぷ中央」と一体となって、成年後見制度の利用促進に向けた取組を実施しました。新たにリーフレットを作成したほか、「すてっぷ通信」の創刊、区及び社会福祉協議会ホームページの更新など制度の普及・啓発の充実や、相談体制の強化を図りました。(一般相談件数：2,231 件（うち知的障害者 76 件、精神障害者 200 件))

(3)地域連携ネットワークの構築 [No.33]

権利擁護支援推進協議会を設置し、司法・福祉専門職団体、関係機関等が連携して地域課題について継続的に協議を行う体制を確保するとともに、関係機関等の連携の強化および自発的に協

力する体制づくりを進めました。(開催回数：3回)

また、地域の中で、高齢者や障害者など支援を必要とする人を早期に発見して適切な支援につながる地域連携ネットワークの構築に向けて、権利擁護支援地域関係者ネットワーク連絡会を開催し、地域関係者の顔の見える関係づくりにつなげました。(開催回数：1回)

(4)障害者虐待防止の推進 [No.34]

24時間365日対応可能な虐待通報・相談窓口専用電話を設置するなど、常に通報や相談に対応できる体制の運用に努めました。また、区のおしらせ、区ホームページやパンフレットなどを通じて虐待防止についての周知を図るなど幅広く普及啓発を実施しました。

施 策		主 な 取 組	評 価 案
施策10	心のバリアフリーの推進	(1) 障害者差別解消の推進 [No.35]	B
		(2) 障害と障害者の理解のための意識啓発 [No.36]	B
		(3) 「健康福祉まつり」等による地域交流の促進 [No.37]	C
		(4) 障害者福祉団体との連携 [No.38]	B

(1)障害者差別解消の推進 [No.35]

「職員対応要領」や職員向け研修を通じて区の事務事業における障害者差別の解消に取り組むとともに、合理的配慮の提供の一環として、区の窓口筆談ボードや卓上ベル等を設置し、窓口環境の改善を図りました。また、広報紙、区独自の啓発用リーフレットの区民および事業者への配布などを通じて、区民などへの普及啓発に取り組みました。

(2)障害と障害者の理解のための意識啓発 [No.36]

「障害者サポートマニュアル」を区立小中学校の児童・生徒に配布するとともに、「ヘルプマーク・ヘルプカード」を障害者福祉課や福祉センター等窓口で配布しました。また、モザイク平板については、今後整備が予定されている区施設に設置できるよう検討を進めました。

(3)「健康福祉まつり」等による地域交流の促進 [No.37]

地域イベントとして定着している「健康福祉まつり」は、実行委員会が作成した感染症対策指針に基づき、入口での検温実施など、徹底した感染対策のもと時間を短縮して開催しました。また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により各種イベント事業が中止や縮小となり、福祉センターの「福祉センターまつり」は中止となりましたが、レインボーハウス明石においては作品展を実施しました。

(4)障害者福祉団体との連携 [No.38]

障害者福祉団体の活動支援として、7団体へ運営費の一部を補助しています。交流事業に伴うバス借上費を助成していますが、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により実績は4件でした。このほか、「障害者福祉団体代表者懇談会」については、新型コロナウイルス感染症の影響で中止となりました。

施 策		主 な 取 組	評 価 案
施策11	安全・安心なまちづくりの推進	(1) 災害時の支援体制の充実 [No.39]	B
		(2) 情報バリアフリーの強化 [No.40]	A
		(3) 人にやさしい空間づくり [No.41]	B

(1)災害時の支援体制の充実 [No.39]

「災害時地域たすけあい名簿」を活用した安否確認訓練を防災拠点（1カ所）において実施しました。また、マンション管理組合等への名簿の提供に向けた説明会や、名簿の活用についての個別のフォローアップを行いました。

(2)情報バリアフリーの強化 [No.40]

障害者や高齢者等が安心して外出できるように、区内のバリアフリーに関する情報を集約するバリアフリーマップについて、マップ作成の中心的な役割を担うボランティア人材を育成するため、講習会を開催しました。（回数：3回、参加人数：25名、対象者：区内在住・在勤・在学者）また、地図の新規作成（小伝馬町・人形町・新川エリア）および更新（築地・八丁堀・茅場町エリア）を行いました。

広報紙「区のおしらせ ちゅうおう」については、毎号から抜粋した記事を声の広報・点字広報に編集して希望者に送付するとともに（声の広報5人、点字広報3人）、新聞折込号（毎月11日号・21日号、1月1日号）を希望する高齢者・障害者に無料で配送しています（145人）（いずれも令和4年3月末現在の利用者数）。

(3)人にやさしい空間づくり [No.41]

ユニバーサルデザインのまちづくり緊急推進事業補助金・東京都福祉のまちづくり条例事務処理特例交付金等の補助金を活用し、区内公衆便所の洋式化工事を行いました。また、東京都福祉のまちづくり条例施行規則の一部改正に伴い、区の所有・管理する施設に設置されているトイレの個別機能をピクトグラムで表示するため、ステッカーを作成しました。

2 成果目標の達成状況

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

① 施設入所者のうち、地域生活への移行に関する目標【達成状況：×】

施設入所者のうち、地域生活への移行者の実績は1名でした。入所施設から地域生活に移行するには、親亡き後等を見据えた支援が必要です。

項目		数値等
令和元(2019)年度末時点の施設入所者数		72人
【目標】令和5(2023)年度末の地域生活移行者数		3人
第6期計画(実績)	令和3(2021)年度	1人

② 施設入所者数に関する目標【達成状況：○】

施設入所者のうち、地域生活への移行者の実績は1名でした。今後も地域で暮らし続けるための仕組みづくりが必要です。

項目		数値等
令和元(2019)年度末時点の施設入所者数		72人
【目標】令和5(2023)年度末時点の施設入所者数		72人
第6期計画(実績)	令和3(2021)年度	71人

(2) 地域生活支援拠点等の整備

① 地域生活支援拠点等の整備および運用状況の検証【達成状況：○】

令和2(2020)年度末に地域生活支援拠点等を1カ所整備しました。また、地域生活支援拠点登録事業所連絡会を新たに立ち上げ2回開催し、運用状況を検証するとともに、自立支援協議会(地域移行・地域定着部会)にて報告しました。

なお、運用については多岐にわたる課題があり、求められる機能のうち、体験の機会・場について登録事業者連絡会で受け入れ体制の状況調査を行いました。

項目		数値等
令和元(2019)年度末時点の地域生活支援拠点等の整備カ所数		0カ所
【目標】令和5(2023)年度末時点の地域生活支援拠点等整備カ所数		1カ所
【目標】令和5(2023)年度末時点の運用状況の検証・検討回数		年1回
第6期計画(実績)	令和3(2021)年度 地域生活支援拠点等整備カ所数	1カ所
	令和3(2021)年度 運用状況の検証・検討回数	1回

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

① 一般就労への移行者数【達成状況:×】

新型コロナウイルス感染症の影響により、訪問・対面による活動に制約がある中、就労支援センターにおいて、Web等を活用し、企業・利用者における相互理解を深めて就労につながる支援に努め、一般就労へ2名移行しました。

項目		数値等
令和元(2019)年度の一般就労への移行者数		6人
【目標】令和5(2023)年度の一般就労への移行者数		12人
第6期計画(実績)	令和3(2021)年度	2人

項目		数値等
就労移行支援事業	令和元(2019)年度の一般就労への移行者数	4人
	【目標】令和5(2023)年度の一般就労への移行者数	8人
第6期計画(実績)	令和3(2021)年度	2人
就労継続支援A型事業	令和元(2019)年度の一般就労への移行者数	2人
	【目標】令和5(2023)年度の一般就労への移行者数	3人
第6期計画(実績)	令和3(2021)年度	0人
就労継続支援B型事業	令和元(2019)年度の一般就労への移行者数	0人
	【目標】令和5(2023)年度の一般就労への移行者数	1人
第6期計画(実績)	令和3(2021)年度	0人

② 就労定着支援事業を利用する者の数【達成状況:×】

就労定着支援を提供する事業所が2事業所と少ない状況となっており、中央区障害者就労支援事業所ネットワークにおいて、就労定着支援事業の着手について事業所に呼びかけを行いました。

項目		数値等
令和5(2023)年度の就労移行支援事業等を利用した一般就労移行者数 ※①の成果目標		12人
【目標】令和5(2023)年度の就労移行支援事業等を利用した一般就労移行者のうち就労定着支援事業の利用者数		9人 (75.0%)
第6期計画(実績)	令和3(2021)年度	0人 (0.0%)

③ 就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所の割合【達成状況:×】

就労定着支援を提供する事業所が少ない状況となっていますが、2事業所のうち1事業所が目標に達成しました。

項目		数値等
令和元(2019)年度の就労定着率が80%以上の就労定着支援事業所の割合(全2事業所)		50% (1事業所)
【目標】令和5(2023)年度の就労定着率が80%以上の就労定着支援事業所の割合(全2事業所)		100% (2事業所)
第6期計画(実績)	令和3(2021)年度	50% (1事業所)

④ 区市町村障害者就労支援事業利用による一般就労者数【達成状況:×】

新型コロナウイルス感染症の影響により、当事者向け・企業向け合同セミナーを縮小して開催し、講演会をWeb配信により実施することで就労支援の普及・啓発を行いました。

項目		数値等
令和元(2019)年度の中央区障害者就労支援センター登録者の一般就労者数		27人
【目標】令和5(2023)年度の中央区障害者就労支援センター登録者の一般就労者数		29人
第6期計画(実績)	令和3(2021)年度	15人

(4) 障害児支援の提供体制の整備等

① 児童発達支援センターの設置数【達成状況:○】

児童発達支援の実績は、在籍者 37 人、延べ 1,097 人、給食提供 668 食となりました。

項目		数値等
令和元(2019)年度末時点の設置箇所数		1カ所
【目標】令和5(2023)年度末時点の設置箇所数		1カ所 (設置済み)
第6期計画(実績)	令和3(2021)年度	1カ所 (設置済み)

② 保育所等訪問支援を利用できる体制【達成状況:○】

保育所等訪問支援の実績は、利用者 20 人、延べ訪問回数 41 回となりました。

項目		数値等
令和元(2019)年度末における保育所等訪問支援を提供することができる体制		整備済み
【目標】令和5(2023)年度末における保育所等訪問支援を提供することができる体制		整備済み
第6期計画(実績)	令和3(2021)年度	整備済み

③ 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の数【達成状況:○】

児童発達支援事業所の実績は、在籍 5 人、延べ 127 人となりました。

項目		数値等
令和元(2019)年度末における重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の数		1事業所
【目標】令和5(2023)年度末における重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の数		1事業所 (確保済み)
第6期計画(実績)	令和3(2021)年度	1事業所 (確保済み)

④ 重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の数【達成状況:○】

既に重症心身障害児（医療的ケア児含む）を対象とした民間の放課後等デイサービス事業所を1カ所確保していますが、利用回数、障害特性や体調維持など多様な要望への対応を求められています。

項目		数値等
令和元(2019)年度末における重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の数		1事業所
【目標】令和5(2023)年度末における重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の数		1事業所 (確保済み)
第6期計画(実績)	令和3(2021)年度	1事業所 (確保済み)

⑤ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置およびコーディネーターの配置【達成状況:○】

医療的ケア児支援のため、関係機関による協議の場の設置およびコーディネーターの配置については、整備済みです。

項目		数値等
令和元(2019)年度末における保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置状況		設置済み
【目標】令和5(2023)年度末における保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置状況		設置済み
第6期計画(実績)	令和3(2021)年度	設置済み
令和元(2019)年度末における医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置状況		配置済み
【目標】令和5(2023)年度末における医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置状況		配置済み
第6期計画(実績)	令和3(2021)年度	配置済み

(5) 相談支援体制の充実・強化等 【達成状況:○】

基幹相談支援センターが中心となり、事業所との連携のための連絡会、研修会および事例検討会を実施するとともに、新型コロナウイルス感染症対策として一部オンライン会議も採用して地域の相談支援に関わる事業者職員のスキルの向上と事業所間の連携強化に取り組みました。

感染症対策を徹底した上でのオンライン会議運営、開催時期の調整や会議内容の検討などが今後も課題となるため、会議等への参加を促進する取組や、支援の充実に向けた情報共有等を効果的に行い、事業者間ネットワークを活用した連携強化に引き続き努めていきます。

項目		数値等
令和元(2019)年度末時点における総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制		確保済み (基幹相談支援センターの設置)
【目標】令和5(2023)年度末時点における総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制		確保済み (基幹相談支援センターの設置体制の維持・取組の充実)
第6期計画(実績)	令和3(2021)年度	確保済み (基幹相談支援センターの設置体制の維持・取組の充実)

(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 【達成状況:○】

事業者連絡会の開催や集団指導、実地指導の実施により質の向上を目指す取り組みを行っているが、東京都との連携を図りながら、新たな取り組みに向けて検討します。給付の適正化については、新基準にも対応したシステムを導入しエラーが出ないように対応していきます。研修について、各事業所で更新等必要な都主催の研修は、事業所内で工夫をして参加できるよう体制を整え、その他必要な研修についても、基幹相談支援センターが行う内容にも一部盛り込めるよう努めます。

項目		数値等
令和元(2019)年度末時点における障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制		有
【目標】令和5(2023)年度末時点における障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制		有
第6期計画(実績)	令和3(2021)年度	有

3 活動指標の達成状況

(1) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

① 保健、医療および福祉関係者による協議の場の開催回数【達成状況：○】

計画期間			第6期		
年度			R3	R4	R5
保健、医療および福祉関係者による協議の場の開催回数	回/年	計画値	3	3	3
		実績値	3	—	—

② 保健、医療および福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数【達成状況：○】

計画期間				第6期		
年度				R3(実績)	R4	R5
保健、医療および福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	保健	人/年	計画値	1	1	1
	医療(精神科)	人/年	計画値	1	1	1
	医療(精神科以外)	人/年	計画値	0	0	0
	福祉	人/年	計画値	5	5	5
	当事者	人/年	計画値	1	1	1
	家族	人/年	計画値	1	1	1
	その他	人/年	計画値	2	2	2

③ 保健、医療および福祉関係者による協議の場における目標設定に対する評価の実施回数【達成状況：○】

計画期間			第6期		
年度			R3	R4	R5
保健、医療および福祉関係者による協議の場における目標設定に対する評価の実施回数	回/年	計画値	1	1	1
		実績値	1	—	—

④ 精神障害者の相談支援、居住系サービスの利用者数【達成状況：×】

計画期間			第6期		
年度			R3	R4	R5
精神障害者が利用する地域移行支援	人／年	計画値	1	1	1
		実績値	0	—	—
精神障害者が利用する地域定着支援	人／年	計画値	1	1	1
		実績値	0	—	—
精神障害者が利用する共同生活援助	人／年	計画値	1	1	1
		実績値	0	—	—
精神障害者が利用する自立生活援助	人／年	計画値	1	1	1
		実績値	0	—	—

(2) 相談支援体制の充実・強化のための取組

① 総合的・専門的な相談支援【達成状況：○】

	計画期間		第6期		
	年度		R3	R4	R5
総合的・専門的な相談支援の実施の有無	計画値		有	有	有
	実績値		有	—	—

② 地域の相談支援体制の強化【達成状況：△】

	計画期間		第6期		
	年度		R3	R4	R5
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件／年	計画値	20	25	30
		実績値	37	—	—
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	件／年	計画値	6	6	6
		実績値	2	—	—
地域の相談機関との連携強化のための連絡会の回数	回／年	計画値	4	4	4
		実績値	4	—	—

(3) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組

① 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用【達成状況：○】

		計画期間		第6期		
		年度		R3	R4	R5
東京都が実施する障害福祉サービス等に係る各種研修への区職員の参加人数	障害者区分認定調査員研修	人／年	計画値	3	3	3
			実績値	3	—	—
	障害者虐待防止対策支援研修	人／年	計画値	3	3	3
			実績値	3	—	—

② 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有【達成状況:○】

	計画期間		第6期		
	年度		R3	R4	R5
障害者自立支援審査支払等システムでの審査結果を分析してその結果を活用し、事業所等と共有する体制の有無	計画値		有	有	有
	実績値		有	—	—
障害者自立支援審査支払等システムでの審査結果を分析してその結果を活用し、事業所等と共有する回数	回/年	計画値	12	12	12
		実績値	12	—	—